

○ 肝付町集落水道施設維持管理補助金交付要綱

肝付町集落水道施設維持管理補助金交付要綱

平成26年8月26日告示第97号

(趣旨)

第1条 この告示は、振興会又はこれに準ずる団体等（以下「団体等」という。）が管理する集落水道施設の修繕、改修の工事に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。その交付については、肝付町補助金等交付規則（平成17年規則第26号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「集落水道施設」とは、上水道の給水区域外において、集落で水源をもっており、専ら飲料水として使用されており、水源から各戸までの給水・配水を集落で管理しているものをいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 既存の取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（家庭用引込工事を除く。）に加え、取水施設その他の集落水道施設の維持管理に供されている既存の管理用道路（町道、農道、林道等肝付町の各部署の所管に属さないもので、他のどの公的機関の所管にも属さないものに限る）の修繕又は改修及び、既存施設の代替施設の整備に要する経費で、施設の新設及び用地費、水利権、雑費等は含まない。

2 補助額は、次のとおりとする。

- (1) 補助対象の工事費は、4,000,000円を限度とする。
- (2) 補助交付額は、別表1の工事費に対して1戸当りの負担額を世帯数に応じて差し引いた額を交付する。
- (3) 補助は1団体1会計年度1回限りとし、施設の維持管理は団体等で行なうものとする。
- (4) その他、町長が特に必要があると認めたものについては、町長が認める額

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体等は、振興会長を申請者としてあらかじめ補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）

- (3) 工事設計書又は見積書（図面等含む。）
- (4) 利害関係を有する場合、利害関係を有する者の承諾書
- (5) 前4号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第5条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付の決定を行い、肝付町集落水道施設維持管理補助金交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 前項の場合において、町長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業計画の変更）

第6条 前条第1項の規定による通知を受けた団体等は、第4条各号に掲げる書類の内容を変更しようとするときは、その変更理由を記載した変更承認申請書（様式第5号）に関係書類を添えて町長に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 団体等は、当該事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 工事請負契約書（写し）又はこれに代わるもの
- (4) 業者の工事完了届書（写し）
- (5) 施工写真
- (6) 前5号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第8条 町長は、前条の報告を受けたときは、関係書類を審査し、かつ、現地調査（様式第7号）を行い、事業が適正に実施されたと認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、団体等に通知するものとする。

（補助金の請求）

第9条 前条の通知を受けた団体等が補助金を請求するときは、請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による補助金の請求が適当と認めたときは、補助金を交付するものとする。

(決定通知の取消し又は補助金の返還)

第11条 町長は、補助金の交付を受ける団体等が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の交付の決定を取り消し、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件又は町長の指示に違反したとき。
- (3) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をし、又は事業の施行について不正の行為があったとき。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成26年8月19日告示97号)

この告示は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (令和5年10月31日告示第164号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年5月20日告示第65号)

この告示は、令和7年6月1日から施行する。

別表 1

(工事費に対しての1戸数当たりの負担額)

工事費			1戸数当の負担
3,500,000円以上	～	4,000,000円	35,000円
3,000,000円以上	～	3,500,000円未満	30,000円
2,500,000円以上	～	3,000,000円未満	25,000円
2,000,000円以上	～	2,500,000円未満	20,000円
1,500,000円以上	～	2,000,000円未満	15,000円
1,000,000円以上	～	1,500,000円未満	10,000円
		1,000,000円未満	5,000円